## 秋田県指定管理者制度導入施設の評価に係る外部有識者委員会設置要綱

(設置)

第1 指定管理者制度の運用に係るガイドライン(平成22年7月1日付け総-411総 務部長通知)の13に基づき、秋田県指定管理者制度導入施設の評価に係る外部有識者 委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2 委員会は、指定管理者による施設の管理運営状況及び県の施策達成に向けた施設運営について評価(提言)を行うものとする。

(組織)

- 第3 委員会は、委員5人以内で組織する。
- 2 委員は、学識を有する者の中から知事が委嘱する。
- 3 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

- 第4 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故のあるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5 委員会は、必要に応じて知事が招集し、委員長が議長となる。

(事務局)

第6 委員会の事務局を、総務部行政経営課に置く。

(その他)

**第7** この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。